

百舌鳥・古市古墳群世界遺産協議会事務局規程

(総則)

第1条 この規程は、百舌鳥・古市古墳群世界遺産協議会設置要綱第7条で定める百舌鳥・古市古墳群世界遺産協議会（以下「協議会」という。）の事務局（以下「事務局」という。）に関し、必要な事項を定める。

(事務局)

第2条 事務局は、大阪府府民文化部都市魅力創造局魅力づくり推進課、大阪府教育庁文化財保護課、堺市文化観光局歴史遺産活用部世界遺産課、羽曳野市教育委員会事務局生涯学習部文化財・世界遺産室及び藤井寺市教育委員会事務局教育部文化財保護課で構成する。

(職員)

第3条 事務局長は、協議会の事務処理をするため、事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局次長
- (2) 事務局総括
- (3) 事務局総括補佐
- (4) 事務局員

2 事務局次長は、大阪府教育庁教育次長及び堺市文化観光局歴史遺産活用部長を、事務局総括は、大阪府府民文化部都市魅力創造局副理事を、事務局総括補佐は、大阪府府民文化部都市魅力創造局魅力づくり推進課課長補佐を、事務局員は、大阪府府民文化部都市魅力創造局魅力づくり推進課、大阪府教育庁文化財保護課、堺市文化観光局歴史遺産活用部世界遺産課、羽曳野市教育委員会事務局生涯学習部文化財・世界遺産室及び藤井寺市教育委員会事務局教育部文化財保護課の職員をもって充てるものとする。

(職務)

第4条 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、事務局長の職務を代理する事務局次長の順序は、第3条第2項に記載する順序とする。

2 事務局総括は、事務局長の命を受け、事務局の事務を総括し事業推進のための調整を図る。

(事務局長の決裁事項の代決)

第5条 事務局長が不在かつ緊急の場合は、その事務を事務局次長が代決できる。

(事務局総括の専決事項)

第6条 事務局総括が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 事務局の運営で事業の企画及び調整に関すること（特に重要なものを除く。）。)
- (2) 通知、報告、依頼、届出、照会、回答等の文書に関すること（特に重要なものを除く。）。)
- (3) 前各号に掲げる事項に準ずる事項に関すること。

(事務局総括補佐の専決事項)

第7条 事務局総括補佐が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 事務局の運営で軽易な事業の企画及び調整に関する事。
- (2) 定例的かつ軽易な通知、報告、依頼、届出、照会、回答等の文書に関する事。
- (3) 前各号に掲げる事項に準ずる事項に関する事。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この規程は、平成30年1月26日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年12月20日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年5月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年5月12日から施行する。